



## 《会計・税務の知識》速報！令和8年度税制改正大綱

令和7年12月19日、自由民主党及び日本維新の会による令和8年度税制改正大綱が公表されました！

今回の改正大綱は、「強い経済」「世界で輝く日本」の実現を目指すべく、投資促進による経済の好循環、物価上昇等の影響への配慮、及び財政による再分配機能の強化等が図られる内容となっています。

例えば、法人税では、既存の税制では対象とならない大規模かつ高付加価値の投資を促進する税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）が創設されます。また、研究開発税制やオープンイノベーション税制が拡充される一方、大企業向けの賃上げ税制は廃止されます。

所得税では、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みが創設されます。住宅ローン控除は見直しの上5年間延長され、NISAの対象は0歳まで拡充されます。

資産税では、法人版事業承継税制の特例承継計画の提出期限が1年半（個人版の承継計画は2年半）延長されます。教育資金一括贈与に係る非課税措置は廃止されます。また、今年適用開始となっているミニマムタックスについて税率の引上げ等がなされ、貸付用不動産や不動産小口化商品の評価方法についても見直しされる等富裕層への課税強化策が目立ちます。一方、暗号資産の譲渡については分離課税化され軽減の見込みです。

その他、消費税では、インボイス制度の経過措置について、個人事業者に限り2割特例を3割に引き上げの上2年延長されます。また、8割控除終了後の措置として、来年10月より2年間、7割控除が新設されます。

以下では、速報版として主要な改正にかかる要約をご紹介いたします（全17ページ）。

詳細はこちらでご確認頂けます。（[https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/212129\\_1.pdf](https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/212129_1.pdf)）

### 〔個人所得課税〕

税目	項目	改正内容	適用期限
所得税	基礎控除	<p>(1) 基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を4万円引き上げる。</p> <p>(2) 上記(1)の見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなる。</p> <p>① 合計所得金額が2,350万円以下である個人 62万円</p> <p>② 合計所得金額が2,350万円を超える2,400万円以下である個人 48万円</p> <p>③ 合計所得金額が2,400万円を超える2,450万円以下である個人 32万円</p> <p>④ 合計所得金額が2,450万円を超える2,500万円以下である個人 16万円</p> <p>(3) 上記(1)の見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の所要の措置を講ずる。</p> <p>(注) 上記の改正及び後述の「令和7年分以後の基礎控除等の特例」の改正に伴い生ずる公的年金等につき源泉徴収された所得税の額に係る超過額について、当該公的年金等(確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除く。)の支払者から還付等をするための措置を講ずる。</p>	<p>令和8年分より適用</p> <p>給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和9年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用</p>
所得税 住民税	給与所得控除	(所得税) (1) 紙面所得控除について、65万円の最低保障額を69万	(所得税) 令和8年分より適

税目	項目	改正内容	適用期限
		<p>円に引き上げる。</p> <p>(2) 上記(1)の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について所要の措置を講ずる。</p> <p>(住民税)</p> <p>(1) 給与所得控除について、65万円の最低保障額を69万円に引き上げる。</p> <p>(2) 令和9年度分及び令和10年度分の個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額について、(1)に加え、5万円引き上げる。</p>	用 (2)の表の改正については、令和9年1月1日以後に支払うべき給与等について適用  (住民税) 令和9年分より適用
所得税 住民税	基礎控除及び給与所得控除の見直しに伴う所要の措置	<p>(所得税)</p> <p>(1) 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を62万円以下(現行:58万円以下)に引き上げる。</p> <p>(2) ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件を62万円以下(現行:58万円以下)に引き上げる。</p> <p>(3) 勤労学生の合計所得金額要件を89万円以下(現行:85万円以下)に引き上げる。</p> <p>(4) 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を69万円(現行:65万円)に引き上げる。</p> <p>(5) その他所要の措置を講ずる。</p> <p>(住民税)</p> <p>(1) 同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を62万円以下(現行:58万円以下)に引き上げる。</p> <p>(2) ひとり親の生計を一にする子の前年の総所得金額等の合計額の要件を62万円以下(現行:58万円以下)に引き上げる。</p> <p>(3) 勤労学生の前年の合計所得金額要件を89万円以下(現行:85万円以下)に引き上げる。</p> <p>(4) その他所要の措置を講ずる。</p>	(所得税) 令和8年分より適用  (住民税) 令和9年分より適用
所得税	令和7年分以後の各年分の基礎控除等の特例	<p>(1) 居住者のその年分の合計所得金額が655万円(令和10年分以後の各年分にあっては、132万円)以下である場合の基礎控除の控除額の加算額を次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める金額とする。</p> <p>① 令和8年分及び令和9年分 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額</p> <p>イ その居住者のその年分の合計所得金額が489万円以下である場合 42万円</p> <p>ロ その居住者のその年分の合計所得金額が489万円超である場合 5万円</p> <p>② 令和10年分以後の各年分 37万円</p> <p>(2) 上記(1)の見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の所要の措置を講ずる。</p>	(2)の公的年金等の源泉徴収については、令和9年1月1日以後に支払うべき公的年金等について適用
所得税	給与所得控除の最低保障額の特例の創設	<p>(1) 令和8年及び令和9年における給与所得控除の最低保障額を5万円引き上げる特例を創設する。</p> <p>(2) 上記(1)の特例は、年末調整において適用できることとする。</p> <p>(3) その他所要の措置を講ずる。</p>	

税目	項目	改正内容	適用期限																																																
所得税 住民税	ひとり親控除	<p>(所得税)</p> <p>(1) ひとり親控除について、控除額を 38 万円(現行: 35 万円)に引き上げる。</p> <p>(2) 上記(1)の見直しに伴い、所要の措置を講ずる。</p> <p>(住民税)</p> <p>(1) ひとり親控除について、控除額を 33 万円(現行: 30 万円)に引き上げる。</p> <p>(2) 上記(1)の見直しに伴い、所要の措置を講ずる。</p>	<p>(所得税) 令和 9 年分より適用</p> <p>(住民税) 令和 10 年分より適用</p>																																																
所得税 住民税	住宅ローン控除	<p>(1) 住宅の取得等をして令和 8 年から令和 12 年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額(借入限度額)、控除率及び控除期間を次のとおりとする。</p> <p>① 認定住宅等の新築等の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の区分</th> <th>居住年</th> <th>借入限度額</th> <th>控除率</th> <th>控除期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定住宅</td> <td>令和 8 年～ 令和 12 年</td> <td>4,500 万円</td> <td rowspan="3">0.7%</td> <td rowspan="3">13 年</td> </tr> <tr> <td>ZEH 水準省 エネ住宅</td> <td></td> <td>3,500 万円</td> </tr> <tr> <td>省エネ基準 適合住宅</td> <td>令和 8 年・ 令和 9 年</td> <td>2,000 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 省エネ基準適合住宅である買取再販認定住宅等を令和 10 年から令和 12 年までの間に居住の用に供した場合には、借入限度額は 2,000 万円と、控除率は 0.7% と、控除期間は 13 年とする。</p> <p>【参考】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定住宅等</td> <td>認定住宅、ZEH 水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅。</td> </tr> <tr> <td>認定住宅</td> <td>認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅。</td> </tr> <tr> <td>認定住宅等の 新築等</td> <td>認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得をいう。</td> </tr> <tr> <td>買取再販認定 住宅等</td> <td>認定住宅等である既存住宅のうち、宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたもの。</td> </tr> <tr> <td>買取再販住宅</td> <td>既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 認定住宅等である既存住宅の取得の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の区分</th> <th>居住年</th> <th>借入限度額</th> <th>控除率</th> <th>控除期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定住宅</td> <td rowspan="3">令和 8 年～ 令和 12 年</td> <td rowspan="3">3,500 万円</td> <td rowspan="3">0.7%</td> <td rowspan="3">13 年</td> </tr> <tr> <td>ZEH 水準省 エネ住宅</td> </tr> <tr> <td>省エネ基準 適合住宅</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ ①及び②以外の住宅の取得等の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>借入限度額</th> <th>控除率</th> <th>控除期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 8 年～ 令和 12 年</td> <td>2,000 万円</td> <td>0.7%</td> <td>10 年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ③の「①及び②以外の住宅の取得等」は、買取再販住宅の取得、既存住宅の取得又は住宅の増改築等の場合である。</p> <p>(2) 特例対象個人が、認定住宅等の新築等又は認定住宅等である既存住宅の取得をして令和 8 年から令和 12 年までの間に居住の用に供した場合(下記(3)の適用を受ける場合を除く。)の住宅借入金等の年末残高の限度額(借入限度額)を次のとおりとして本特例の適用がで</p>	住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間	認定住宅	令和 8 年～ 令和 12 年	4,500 万円	0.7%	13 年	ZEH 水準省 エネ住宅		3,500 万円	省エネ基準 適合住宅	令和 8 年・ 令和 9 年	2,000 万円	用語	内容	認定住宅等	認定住宅、ZEH 水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅。	認定住宅	認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅。	認定住宅等の 新築等	認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得をいう。	買取再販認定 住宅等	認定住宅等である既存住宅のうち、宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたもの。	買取再販住宅	既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたもの	住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間	認定住宅	令和 8 年～ 令和 12 年	3,500 万円	0.7%	13 年	ZEH 水準省 エネ住宅	省エネ基準 適合住宅	居住年	借入限度額	控除率	控除期間	令和 8 年～ 令和 12 年	2,000 万円	0.7%	10 年	令和 12 年 12 月 31 日まで
住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間																																															
認定住宅	令和 8 年～ 令和 12 年	4,500 万円	0.7%	13 年																																															
ZEH 水準省 エネ住宅		3,500 万円																																																	
省エネ基準 適合住宅	令和 8 年・ 令和 9 年	2,000 万円																																																	
用語	内容																																																		
認定住宅等	認定住宅、ZEH 水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅。																																																		
認定住宅	認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅。																																																		
認定住宅等の 新築等	認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得をいう。																																																		
買取再販認定 住宅等	認定住宅等である既存住宅のうち、宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたもの。																																																		
買取再販住宅	既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたもの																																																		
住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間																																															
認定住宅	令和 8 年～ 令和 12 年	3,500 万円	0.7%	13 年																																															
ZEH 水準省 エネ住宅																																																			
省エネ基準 適合住宅																																																			
居住年	借入限度額	控除率	控除期間																																																
令和 8 年～ 令和 12 年	2,000 万円	0.7%	10 年																																																

税目	項目	改正内容	適用期限																			
		<p>きることとする。</p> <p>① 認定住宅等の新築等の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の区分</th><th>居住年</th><th>借入限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定住宅</td><td rowspan="2">令和8年～令和12年</td><td>5,000万円</td></tr> <tr> <td>ZEH水準省エネ住宅</td><td>4,500万円</td></tr> <tr> <td>省エネ基準適合住宅</td><td>令和8年・令和9年</td><td>3,000万円</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 省エネ基準適合住宅である買取再販認定住宅等を令和10年から令和12年までの間に居住の用に供した場合には、借入限度額は3,000万円とする。</p> <p>② 認定住宅等である既存住宅の取得の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の区分</th><th>居住年</th><th>借入限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定住宅</td><td rowspan="2">令和8年～令和12年</td><td>4,500万円</td></tr> <tr> <td>ZEH水準省エネ住宅</td><td>3,000万円</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 特例対象個人とは、次のいずれかに該当する個人をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢40歳未満で、配偶者を有する者</li> <li>・年齢40歳以上で、年齢40歳未満の配偶者を有する者</li> <li>・年齢19歳未満の扶養親族を有する者</li> </ul> <p>(3) 個人が取得等をした床面積が40m<sup>2</sup>以上50m<sup>2</sup>未満である居住用家屋も、本特例の適用が可能。ただし、その者の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年は、適用しない。</p> <p>当該改正は、住宅の取得等をして令和8年1月1日以後に居住の用に供した場合について適用される。</p>	住宅の区分	居住年	借入限度額	認定住宅	令和8年～令和12年	5,000万円	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	省エネ基準適合住宅	令和8年・令和9年	3,000万円	住宅の区分	居住年	借入限度額	認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円	ZEH水準省エネ住宅	3,000万円	
住宅の区分	居住年	借入限度額																				
認定住宅	令和8年～令和12年	5,000万円																				
ZEH水準省エネ住宅		4,500万円																				
省エネ基準適合住宅	令和8年・令和9年	3,000万円																				
住宅の区分	居住年	借入限度額																				
認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円																				
ZEH水準省エネ住宅		3,000万円																				
住民税	住宅ローン控除	個人住民税における住宅借入金等特別税額控除については、令和8年分以後の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者（住宅の取得等をして令和8年から令和12年までの間に居住の用に供した者に限る。）のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額（住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とする。）を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額を当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額（最高9.75万円）を控除限度額の範囲内で減額する。	令和8年分より適用																			
所得税 住民税	特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等	特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長する。	令和9年12月31日まで																			
所得税	特定居住用財産の買換え及び長期譲渡所得の特例	特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、買換資産が建築後使用されたことのない家屋である場合の要件に、その家屋を令和10年1月1日以後に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときには、その家屋が災害危険区域等内に存するもの（当該家屋に係る建築確認を受けた時において、当該家屋の新築をする土地の全部が災害危険区域等に含まれないものを除く。）でないことを加えた上、その適用期限を2年延長する。	令和8年1月1日以後に行う譲渡資産の譲渡に係る買換資産について適用																			
所得税 住民税	特定居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等について、買換資産が建築後使用されたことのない家屋である場合の要件に、その家屋を令和10年1月1日以後に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときには、その家屋が災害危険区域等内に存するもの（当該家屋に係る建築確認を受けた時において、当該家屋の新築をする土地の全部が災	令和9年12月31日まで																			

税目	項目	改正内容	適用期限
		害危険区域等に含まれないものを除く。) でないことを加えた上、その適用期限を 2 年延長する。	
所得税	特定増改築等住宅借入金等特別控除の対象となる住宅ローン等	自宅の省エネリフォーム等の特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例が廃止される。	—
所得税	NISA の拡充	<p>NISAについて、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 口座開設可能年齢の下限を撤廃する</p> <p>(2) つみたて投資枠について、次の措置を講じる</p> <p>① 未成年者でもつみたて投資枠を設けられることとともに、つみたて投資枠と未成年者つみたて投資枠は同時には設けられないこととする。</p> <p>② 未成年者つみたて投資枠には、つみたて投資枠に受け入れができる公募等株式投資信託の受益権のうち、次に掲げるもののみ受け入れができる。</p> <p>イ 未成年者つみたて投資枠が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当該期間内の取得対価の額の合計額が 60 万円を超えないもの(その年に受け入れた合計額と前年末に受け入れている取得の対価等の合計額が 600 万円を超えることとなるときを除く)</p> <p>(注) 未成年者つみたて投資枠は、金融商品取引業者等の営業所に開設している NISA 口座以外の口座に設けることはできないこととする。</p> <p>③ 未成年者つみたて投資枠で管理される公募等株式投資信託の受益権は、NISA 口座を開設した未成年者の 18 歳の前年 12 月 31 日までは、NISA 口座以外の口座に払い出すことはできないこととする。ただし、次に定める場合は、この限りではない。</p> <p>イ その年の 3 月 31 日において 12 歳である年以後： NISA 口座が開設された金融商品取引業者等に払い出しの基となる特定事由(学校等の入学金又は授業料その他の教育費又は生活費の支払に限る)その他の事項を記載した書類を提出して払い出す場合</p> <p>(注) 当該書類提出手続は親権者等が行うとともに、特定事由に基づいて払い出すことについて未成年者の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。</p> <p>④ 特定課税未成年者口座内の金銭等は、当該特定課税未成年者口座を開設した未成年者の 18 歳の前年 12 月 31 日までは、その金銭等を NISA 口座における投資に用いる場合を除き、当該特定課税未成年者口座から払い出すことはできないこととする。ただし、次に定める場合は、この限りでない。</p> <p>イ その年の 3 月 31 日において 12 歳である年以後： 未成年者が当該特定課税未成年者口座が開設された金融商品取引業者等に特定事由その他の事項を記載した書類を提出して当該金銭等を払い出す場合</p> <p>⑤ NISA 口座及び特定課税未成年者口座を開設した未成年者が 18 歳の前年 12 月 31 日までに、これらの</p>	令和 9 年以後

税目	項目	改正内容	適用期限
		<p>口座の公募等株式投資信託の受益権及び金銭等をこれらの口座から上記③及び④の取扱いに反する払出しをした場合等には、当該払出しがあった日において公募等株式投資信託の受益権の譲渡又は公募等株式投資信託の配当等の支払があったものとして、譲渡所得等に対して 20% (所得税 15%、個人住民税 5%) の税率により源泉徴収 (特別徴収) を行うこととする。</p> <p>⑥ 上記⑤により源泉徴収された公募等株式投資信託の受益権に係る譲渡所得等の金額は、確定申告不要制度を適用できることとする。</p>	
所得税	暗号資産の分離課税化等	<p>金融商品取引法等の改正を前提に、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 居住者等が、暗号資産取引業（仮称）を行う者に対して暗号資産（金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等に限る。以下「特定暗号資産」という。）の譲渡等をした場合には、その譲渡所得等については、他の所得と分離して 20% (所得税 15%、個人住民税 5%) の税率により課税する。</p> <p>(2) 暗号資産取引業を行う者は、その年中に特定暗号資産の取引を行った居住者等の氏名、住所及び個人番号、その取引に係る特定暗号資産の名称その他の事項を記載した報告書を、その取引があった日の翌年 1 月 31 日までに、税務署長に提出しなければならない。</p> <p>(3) 特定暗号資産の暗号資産取引業を行う者に対して譲渡等をしたことにより生じた損失の金額のうち、その譲渡等をした日の属する年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額があるときは、一定の要件の下で、その控除しきれない金額についてその年の翌年以後 3 年内の各年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除を可能とする。</p> <p>(4) 先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用対象に、特定暗号資産デリバティブ取引に係る雑所得等を加える。</p> <p>(5) 投資信託及び投資法人に関する法律施行令の改正を前提に、次の措置を講じる。</p> <p>① 上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例の適用対象に、一定の投資信託を加える</p> <p>② 一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例等の対象となる株式等の範囲に、特定暗号資産を投資の対象とする投資信託の受益権を加える</p> <p>(6) 総合課税の譲渡所得の基となる暗号資産について、次の措置を講じる。</p> <p>① 譲渡益について、譲渡所得の特別控除額を控除しない</p> <p>② 5 年を超えて保有した資産に係る譲渡所得の金額の計算上 2 分の 1 とする措置を適用しない</p> <p>③ 譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額については、他の総合課税の対象となる所得との損益通算を適用しない</p>	<p>(4) は金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の取引に適用</p> <p>(5) は明記なし</p> <p>上記以外は、金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年 1 月 1 日以降の取引に適用</p>

税目	項目	改正内容	適用期限
所得税	実質的な同族会社から支払を受ける社債利子及び償還金	<p>同族会社の役員等が、実質的な同族会社（特定法人）が発行した社債で、当該社債から支払を受ける利子及び償還金について、総合課税の対象とする。</p> <p>（注）実質的な同族会社（特定法人）とは、特定法人が発行した社債に係る債務について同族会社による保証契約その他の契約内容その他の状況からみて、同族会社の役員等が特定法人が発行した社債に係る債務の不履行により実質的に損失を受けないと認められる場合をいう。</p>	令和8年4月1日以後に支払を受けるべき社債の利子及び償還金について適用
所得税	生命保険料控除	年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例の適用期限を1年延長する。	令和9年分まで
所得税	極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し	特定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者を個人でその者のその年分の基準所得金額が1億6,500万円（現行：3億3,000万円）を超えるものとともに、税率を30%（現行：22.5%）に引き上げる。	令和9年分より適用
所得税	青色申告特別控除の見直し	<p>青色申告特別控除について、次の見直しを行う。</p> <p>（1）55万円の青色申告特別控除について、その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織（e-Tax）を使用して行うことを適用要件に加えた上、控除額を65万円に引き上げる。</p> <p>（2）65万円の青色申告特別控除について、対象者を上記（1）の見直し後の要件を満たす者であって、その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳につき、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより一定の電磁的記録の保存等を行っていることとの要件を満たすものとした上、控除額を75万円に引き上げる。</p> <p>（3）10万円の青色申告特別控除の対象者から、その年において不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む者で、これらの所得に係る取引を簡易な簿記の方法により記録しているもののうち、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める者を除外する。</p> <p>① その者が不動産所得を生ずべき事業を営む者である場合その年の前々年分の不動産所得に係る収入金額が1,000万円を超えるもの</p> <p>② その者が事業所得を生ずべき事業を営む者である場合その年の前々年分の事業所得に係る収入金額が1,000万円を超えるもの</p> <p>（4）その他所要の措置を講ずる。</p>	令和9年分より適用
所得税 住民税	セルフメディケーション税制の期限延長および対象範囲の拡充	<p>特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、次の措置を講ずる。</p> <p>（1）本特例のうちスイッチOTC医薬品の購入の対価に係る部分はその適用期限を撤廃するとともに、それ以外の医薬品の購入の対価に係る部分はその適用期限を5年延長する。</p> <p>（注）上記の「スイッチOTC医薬品」とは、要指導医薬品及び一般用医薬品（以下「一般用医薬品等」という。）のうち、医療用から転用された一定の医薬品（体外診断用医薬品を除く。）をいう。</p> <p>（2）本特例の対象となる医薬品の範囲について、次の見</p>	<p>（所得税） 令和9年分より適用</p> <p>（住民税） 令和10年度分より適用</p>

税目	項目	改正内容	適用期限																										
		<p>直しを行う。</p> <p>① スイッチ OTC 医薬品以外の一般用医薬品等について、消化器官用薬としての効能又は効果を有する医薬品及び一定の生薬を有効成分として含有する鎮咳去痰薬としての効能又は効果を有する医薬品を対象に加えるとともに、所要の経過措置(5年未満の必要範囲内)を講じた上、痩身又は美容を目的として使用される可能性がある医薬品を除外する。</p> <p>② 体外診断用医薬品である一般用医薬品等のうち一定のものを対象に加える。</p> <p>③ 薬局製造販売医薬品で、本特例の対象となる一般用医薬品等と同じ成分を有効成分として含有するものを対象に加える。</p> <p>(注) 上記の「薬局製造販売医薬品」とは、薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接需要者に販売し、又は授与する一定の医薬品(体外診断用医薬品を除く。)をいう。</p> <p>(3) その他所要の措置を講ずる。</p>																											
所得税	通勤手当非課税限度額の引き上げ	<p>通勤のため自動車その他の交通用具を使用することを常例とする者が受ける通勤手当について、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 通勤距離が片道 65 km 以上の者の1月当たりの非課税限度額を次のように引き上げる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現行</th><th>改正案</th></tr> <tr> <th>通勤距離の区分</th><th>非課税限度額</th><th>通勤距離の区分</th><th>非課税限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>片道 55km 以上</td><td>38,700 円</td><td>片道 55km 以上 65km 未満</td><td>38,700 円</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>片道 65km 以上 75km 未満</td><td>45,700 円</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>片道 75km 以上 85km 未満</td><td>52,700 円</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>片道 85km 以上 95km 未満</td><td>59,700 円</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>片道 95km 以上</td><td>66,400 円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 一定の要件を満たす駐車場等を利用して、その料金を負担することを常例とする者の1月当たりの非課税限度額については、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1月当たりの当該駐車場等の料金相当額(5,000 円を上限とする。)を加算した金額とする。</p>	現行	改正案	通勤距離の区分	非課税限度額	通勤距離の区分	非課税限度額	片道 55km 以上	38,700 円	片道 55km 以上 65km 未満	38,700 円			片道 65km 以上 75km 未満	45,700 円			片道 75km 以上 85km 未満	52,700 円			片道 85km 以上 95km 未満	59,700 円			片道 95km 以上	66,400 円	
現行	改正案																												
通勤距離の区分	非課税限度額	通勤距離の区分	非課税限度額																										
片道 55km 以上	38,700 円	片道 55km 以上 65km 未満	38,700 円																										
		片道 65km 以上 75km 未満	45,700 円																										
		片道 75km 以上 85km 未満	52,700 円																										
		片道 85km 以上 95km 未満	59,700 円																										
		片道 95km 以上	66,400 円																										
所得税	公的年金等に係る雑所得の見直し	<p>公的年金等に係る雑所得について、次の見直しを行う。</p> <p>(1) 給与等の収入金額及び公的年金等の収入金額を有する者について、その年分の給与所得控除額と公的年金等控除額の合計額が 280 万円を超える場合には、その超える部分の金額をその公的年金等控除額から控除することとする。</p> <p>(2) その他所要の措置を講ずる。</p>	令和 9 年分より適用																										
所得税	食事の支給に係る非課税限度額の引き上げ	使用者からの食事の支給により受ける経済的利益について所得税が非課税とされる当該食事の支給に係る使用者の負担額の上限を月額 7,500 円(現行:月額 3,500 円)に引き上げる。																											
所得税	深夜勤務に伴う夜食代の非課税限度額の引き上げ	使用者が深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について所得税が非課税とされる 1 回の支給額を 650 円以下(現行:300 円以下)に引き上げる。																											

税目	項目	改正内容	適用期限
所得税	防衛特別所得税(仮称)の創設	<p>(1) 防衛特別所得税(仮称)の創設</p> <p>① 納税義務者</p> <p>イ 所得税の納税義務者は、基準所得税額につき、防衛特別所得税を納める義務がある。</p> <p>ロ 所得税の源泉徴収義務者は、その源泉徴収に係る所得税の額につき、防衛特別所得税を徴収し、納付する義務がある。</p> <p>② 税額の計算</p> <p>イ 防衛特別所得税額は、その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額とする。</p> <p>ロ 防衛特別所得税の課税期間は令和9年以後の当分の間とする。</p> <p>ハ 基準所得税額の計算その他上記イ)及びハ)以外の税額の計算については、復興特別所得税と同様とする。</p> <p>③ その他</p> <p>イ 申告、納付等、源泉徴収等、質問検査権及び罰則等については、復興特別所得税と同様とする。</p> <p>ロ その他所要の措置を講ずる。</p> <p>(2) 復興特別所得税の改正</p> <p>① 復興特別所得税の税率を1% (現行: 2.1%)に引き下げる。</p> <p>② 復興特別所得税の課税期間を令和29年まで(現行: 令和19年まで)の間とする。</p> <p>③ その他所要の措置を講ずる。</p>	令和9年分より適用

[資産課税]

税目	項目	改正内容	適用期限
贈与税	教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の終了	直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、令和8年3月31日までとされている教育資金管理契約に基づく信託等可能期間を延長せずに終了することとし、同日までに拠出された金銭等については、引き続き本措置を適用することとする。	令和8年3月31日まで
相続税・贈与税	事業承継税制の延長	<p>(1) 個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を2年6月延長する。</p> <p>(2) 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年6月延長する。</p>	<p>令和10年9月30日まで</p> <p>令和9年9月30日まで</p>
登録免許税	土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減	土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を3年延長する。 軽減後の税率は以下のとおり。 (1) 売買による所有権の移転の登記 1.5% 1. 所有权の信託の登記 0.3%	令和11年3月31日まで
相続税・贈与税	相続税等における財産評価の適正化	<p>相続税法の時価主義の下、貸付用不動産の市場価格と相続税評価額との乖離の実態を踏まえ、その取引実態等を考慮し、次の見直しを行う。</p> <p>(1) 被相続人等が課税時期前5年以内に対価を伴う取引により取得又は新築をした一定の貸付用不動産については、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価する。</p> <p>(注) 上記の課税時期における通常の取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、</p>	令和9年1月1日より適用

税目	項目	改正内容	適用期限
		<p>取得価額を基に地価の変動等を考慮して計算した価額の80%に相当する金額との有利選択が可能である。</p> <p>(2) 不動産特定共同事業契約又は信託受益権に係る金融商品取引契約のうち一定のものに基づく権利の目的となっている貸付用不動産については、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価する。</p> <p>(注) 上記の課税時期における通常の取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、出資者等の求めに応じて事業者等が示した適正な処分価格・買取価格等、事業者等が把握している適正な売買実例価額又は定期報告書等に記載された不動産の価格等を参照して求めた金額によって評価することができる。ただし、これらに該当するものがないと認められる場合には、上記(1)に準じて評価(取得時期や評価の安全性を考慮)する。</p> <p>(注) 上記(1)の改正については、当該改正を通達に定める日までに、被相続人等がその所有する土地(同日の5年前から所有しているものに限る。)に新築した家屋(同日において建築中のものを含む。)には適用しない。</p>	

[法人税]

税目	項目	改正内容	適用期限
法人税 所得税	少額減価償却資産の損金算入額の見直し	<p>中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 対象となる減価償却資産の取得価額を40万円未満に引き上げる。(現行:30万円未満)</p> <p>(2) 対象となる法人から常時使用する従業員の数が400人を超える法人を除外する。</p>	令和11年3月31日まで延長
法人税 所得税	特定生産性向上設備等投資促進税制の創設	<p>青色申告書を提出する法人が、設備投資の合計額35億円以上(中小企業者は5億円以上)等の基準に適合することについて、経済産業大臣の確認を受けた特定生産性向上設備等(仮称)に該当する設備の取得等をし、これを国内にあるその法人の事業の用に(貸付けの用を除く。)に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度においてその特定機械装置等について取得価額の即時償却とその取得価額7%(建物、建物附属設備及び構築物については、4%)の税額控除との選択適用ができるとする。</p> <p>ただし、税額控除における控除税額は当期の法人税額の20%を上限とし、控除限度超過額は3年間の繰越しができることとする。</p> <p>なお、中小企業経営強化税制(繰越税額控除制度を除く)など、一定の制度の適用を受けることができないこととなる。</p> <p>当税制に係る特別償却については、住民税及び事業税においても適用し、中小企業者等については当税制に係る税額控除後の法人税額を基礎として住民税を計算できる。</p>	産業競争力強化法の改正法の施行の日から令和11年3月31日まで
法人税 所得税 地方税	重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度の創設	青色申告書を提出する法人で同法の改正法の施行の日から令和11年3月31日までの間に産業技術力強化法の重点研究開発計画(仮称)につき同法の認定を受けたものの適用期間内の日を含む各事業年度において、重点産業技術試験研究費の額(一般試験研究費の額に係る税額控除制度、中小企	適用期間内の日を含む各事業年度(注1)

税目	項目	改正内容	適用期限														
		<p>業技術基盤強化税制及び特別試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける場合のその適用を受ける金額を除く。)がある場合には、重点産業技術試験研究費の額の 40% (特別重点産業技術試験研究費の額の場合には 50%) の税額控除ができることとする。</p> <p>ただし、控除税額は、当期の法人税額の 10%を上限とし、控除限度超過額は 3 年間の繰越しができることとする。</p> <p>(注 1) 上記の「適用期間」とは、重点研究開発計画の認定を受けた日から同日以後 5 年を経過する日までの期間をいい、その認定に係る重点研究開発計画の計画期間の終了の日が 5 年経過日前の場合には、認定日から計画期間終了日までの期間をいう。</p> <p>(注 2) 繰越税額控除制度は、認定研究開発法人が繰越税額控除の適用を受けようとする事業年度において試験研究費の額が前期の試験研究費の額を超える場合に限り、適用できることとする。</p>															
法人税 所得税 地方税	研究開発税制の 特別控除の見直し	<p>(1) 一般試験研究費の額に係る税額控除制度について、次の見直しを行う。</p> <p>① 税額控除率を次のとおり見直し、その上限を 14% (原則: 10%) とする特例の適用期限を 3 年延長する。</p> <p>イ 現行</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>増減試験研究費割合</th> <th>税額控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12%以下</td> <td>11.5% - (12% - 増減割合) × 0.25</td> </tr> <tr> <td>12%超</td> <td>11.5% + (増減割合 - 12%) × 0.375</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 改正案</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>増減試験研究費割合</th> <th>税額控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3%以下</td> <td>8.5% + (増減割合 - 3%) × 13 分の 8.5</td> </tr> <tr> <td>15%以下</td> <td>8.5% + (増減割合 - 3%) × 0.25</td> </tr> <tr> <td>15%超</td> <td>11.5% + (増減割合 - 15%) × 0.375</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 増減試験研究費割合が 4%を超える場合又は増減試験研究費割合がマイナス 4%を下回る場合の控除税額の上限の特例について、令和 9 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度の控除税額の上限について、増減試験研究費割合が 7%を超える部分 1%当たり当期の法人税額の 0.625% (5%を上限とする。)を加算し、増減試験研究費割合がマイナス 1%を下回る部分 1%当たり当期の法人税額の 0.625% (5%を上限とする。)を減算する特例とした上、その適用期限を 3 年延長する。</p> <p>③ 試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を 3 年延長する。</p> <p>(2) 中小企業技術基盤強化税制について、次の見直しを行う。</p> <p>① 増減試験研究費割合が 12%を超える場合の税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を 3 年延長する。</p> <p>② 試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を 3 年延長する。</p> <p>③ 控除限度超過額については、3 年間の繰越しができることとする。</p>	増減試験研究費割合	税額控除率	12%以下	11.5% - (12% - 増減割合) × 0.25	12%超	11.5% + (増減割合 - 12%) × 0.375	増減試験研究費割合	税額控除率	3%以下	8.5% + (増減割合 - 3%) × 13 分の 8.5	15%以下	8.5% + (増減割合 - 3%) × 0.25	15%超	11.5% + (増減割合 - 15%) × 0.375	<p>(1) 令和 9 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用し、令和 11 年 3 月 31 日まで</p> <p>(2) 令和 11 年 3 月 31 日まで</p>
増減試験研究費割合	税額控除率																
12%以下	11.5% - (12% - 増減割合) × 0.25																
12%超	11.5% + (増減割合 - 12%) × 0.375																
増減試験研究費割合	税額控除率																
3%以下	8.5% + (増減割合 - 3%) × 13 分の 8.5																
15%以下	8.5% + (増減割合 - 3%) × 0.25																
15%超	11.5% + (増減割合 - 15%) × 0.375																

税目	項目	改正内容	適用期限												
		<p>(注1) 繰越税額控除制度は、繰越税額控除の適用を受けようとする事業年度において試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合に限り、適用できることとする。ただし、一般試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける事業年度は適用できないこととする。</p> <p>(3) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、一定の見直しを行う。</p> <p>(4) 他の者に委託する試験研究（国外において行われる一定の試験研究に限る）に係る試験研究費の額については、税額控除の対象とする。</p>	<p>—</p> <p>(4) 令和8年4月1日以後に開始する事業年度</p>												
法人税 所得税	大企業に対する研究開発税制等の不適用措置の見直し	<p>大企業につき研究開発税制等の生産性の向上に関連する税額控除の規定（特定税額控除規定）を適用できないこととする措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を延長する。</p> <p>(1) 特定税額控除規定に、研究開発税制のうち重点産業技術試験研究費の額に係る措置（繰越税額控除制度を除く。）を加える。</p> <p>(2) 継続雇用者給与等支給額に係る要件について、次の見直しを行う。</p> <p>① 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1%以上であること（現行：継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること）とする。</p> <p>② 資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合又は常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する場合における要件の上乗せ措置について、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2%以上（現行：1%以上）であることとする。</p>	令和11年3月31日まで												
法人税 所得税 地方税	賃上げ促進税制の見直し	<p>(1) 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度について次の措置を講ずる。</p> <p>① 全法人向けの措置は、令和8年3月31日をもって廃止する。</p> <p>② 常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人向けの措置は、適用期限（令和9年3月31日）の到来をもって廃止することとし、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度について、次の見直しを行い、教育訓練費に係る上乗せ措置（中小企業向けも同様）は、廃止する。</p> <table border="1" data-bbox="468 1729 1214 1954"> <thead> <tr> <th>税額控除率</th> <th>改正案 継続雇用者の給与等 支給額（前年比）</th> <th>現行 継続雇用者の給与等 支給額（前年比）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10%</td> <td>+4%</td> <td>+3%</td> </tr> <tr> <td>15%</td> <td>+5%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>25%</td> <td>+6%</td> <td>+4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準からの控除制度（中小企業向けの措置を除く）について、適用期限（令和9年3月31日）の到来をもって廃止する。</p>	税額控除率	改正案 継続雇用者の給与等 支給額（前年比）	現行 継続雇用者の給与等 支給額（前年比）	10%	+4%	+3%	15%	+5%	—	25%	+6%	+4%	<p>(1) ① 令和8年3月31日まで</p> <p>(1) ②、(2) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度（令和9年3月31日の到来をもって廃止）</p>
税額控除率	改正案 継続雇用者の給与等 支給額（前年比）	現行 継続雇用者の給与等 支給額（前年比）													
10%	+4%	+3%													
15%	+5%	—													
25%	+6%	+4%													

税目	項目	改正内容	適用期限
		<p>止することとし、次の見直しを行う。</p> <p>① 適用対象を、常時使用する従業員の数が 2,000 人以下である法人に限ることとする。</p> <p>② 適用要件を、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が 4%以上(現行:3%以上)であることとする。</p>	
法人税	戦略分野国内生産促進税制の見直し	<p>戦略分野国内生産促進税制について、次の見直しを行う。</p> <p>(1) 特定生産性向上設備等投資促進税制の適用を受けた特定機械装置等の取得価額は、半導体生産用資産や特定商品生産用資産等に投資した金額に含めない。</p> <p>(2) 継続雇用者給与等支給額に係る要件及び国内設備投資額に係る要件のいずれにも該当しない場合に、税額控除を適用できないとする措置について、次の見直しを行う。</p> <p>① 継続雇用者給与等支給額に係る要件を、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が 2%以上(現行: 1%以上)とする。</p> <p>② 継続雇用者給与等支給額に係る要件又は国内設備投資額に係る要件のいずれかに該当しない場合に、税額控除を適用できないとする。</p>	—
法人税	オープンイノベーション促進税制の見直し	<p>特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例について、関係法令の改正を前提に次の措置を講じた上、その適用期限を 2 年延長する。</p> <p>(1) 増資特定株式に係る措置について、中小企業者以外の法人が取得をする内国法人の株式の取得価額要件を 2 億円以上(現行: 1 億円以上)に引き上げる。</p> <p>(2) 発行法人以外の者から購入により取得した特定株式でその取得により総株主の議決権の過半数を有することとなるものに係る措置について、次の見直しを行う。</p> <p>① 取得価額要件を 7 億円以上(現行: 5 億円以上)に引き上げる。</p> <p>② 特別勘定に係る特定株式の発行法人の事業の成長発展が図られたことにつき明らかにされた場合において、その特別勘定を設けている法人を合併法人とし、その発行法人を被合併法人とする合併が行われたときは、その被合併法人に係る特別勘定は、その合併の日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から 5 年間で特別勘定の残高の均等額を取り崩して、益金算入することとする。</p> <p>(3) 一定の要件のもと、対象となる特定株式に、3 年以内に発行法人の総株主の議決権の過半数を有することとなることが見込まれるものを見込むものを追加する。</p>	令和 10 年 3 月 31 日まで
法人税 所得税 地方税	地方拠点強化税制の適用期限を延長	<p>地方拠点強化税制について、次の措置を講じた上、その適用期限を 2 年延長する(所得税についても同様)。</p> <p>(1) 次の要件を満たす法人は、特定建物等の特別償却率を 20%(現行: 15%)とし、税額控除率を 5%(現行: 4%)とする。なお、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型事業に係るものである場合には、特別償却率を 25%とし、税額控除率を 8%(現行: 7%)とする。</p> <p>① 特定業務施設の建物等及び構築物の取得価額の合計額が 10 億円以上(中小企業者は対象外)。</p> <p>② 特定雇用者の増加数が 60 人以上(中小企業者は 20 人</p>	令和 10 年 3 月 31 日まで

税目	項目	改正内容	適用期限																								
		<p>以上)。</p> <p>③ 増加すると見込まれる常時雇用従業員数が 60 人以上(中小企業者は 20 人以上)。</p> <p>(2) 事業の用に供されたことのある建物等及び構築物を対象資産に加え、その特別償却率を 10%、税額控除率を 2% (移転型事業の場合は、特別償却率を 15%、税額控除率を 4%) とする。</p> <p>(3) 中小企業者以外の法人の取得価額要件を 4,500 万円以上(現行: 3,500 万円以上)に引き上げ。</p>																									
法人税	企業グループ間の取引に係る書類保存の特例の創設	<p>内国法人が関連者との間で特定取引(工業権、著作権等の譲渡及び貸付、研究開発、広告宣伝、専用資産の使用・維持管理、経営管理、指導等の内、一定の役務の提供)を行った場合において、その取引に関して、取引関連書類等(取引に関して受領・交付する注文書、契約書等の内、一定のもの)にその取引に関する明細、対価の額を算定するために必要な事項の記載・記録がないときは、その記載・記録がない事項を明らかにする書類(電磁的記録を含む。)を取得・作成し、かつ、これらの保存が必要。</p> <p>(注 1) 上記の「関連者」は、法人との間に 50% 以上の株式保有関係や実質的支配関係がある外国法人をいう。</p> <p>(注 2) 上記の保存が法令の定めに従って行われていない場合は、青色申告の承認の取消事由等となる。</p>	—																								
法人税 所得税	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の特別償却率及び税額控除率の見直し	<p>2 年間延長のうえ、中小企業者と中小企業者以外の法人とで次のとおり見直した。</p> <p>(1) 中小企業者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>生産性向上</th> <th>改正案</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10%以上</td> <td>—</td> <td>償却 50%・控除 10%</td> </tr> <tr> <td>17%以上</td> <td>償却 30%・控除 5%</td> <td>償却 50%・控除 14%</td> </tr> <tr> <td>22%以上</td> <td>償却 30%・控除 10%</td> <td>償却 50%・控除 14%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 中小企業者以外の法人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>生産性向上</th> <th>改正案</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15%以上</td> <td>—</td> <td>償却 50%・控除 5%</td> </tr> <tr> <td>20%以上</td> <td>償却 30%・控除 3%</td> <td>償却 50%・控除 10%</td> </tr> <tr> <td>25%以上</td> <td>償却 30%・控除 8%</td> <td>償却 50%・控除 10%</td> </tr> </tbody> </table>	生産性向上	改正案	現行	10%以上	—	償却 50%・控除 10%	17%以上	償却 30%・控除 5%	償却 50%・控除 14%	22%以上	償却 30%・控除 10%	償却 50%・控除 14%	生産性向上	改正案	現行	15%以上	—	償却 50%・控除 5%	20%以上	償却 30%・控除 3%	償却 50%・控除 10%	25%以上	償却 30%・控除 8%	償却 50%・控除 10%	令和 10 年 3 月 31 日まで
生産性向上	改正案	現行																									
10%以上	—	償却 50%・控除 10%																									
17%以上	償却 30%・控除 5%	償却 50%・控除 14%																									
22%以上	償却 30%・控除 10%	償却 50%・控除 14%																									
生産性向上	改正案	現行																									
15%以上	—	償却 50%・控除 5%																									
20%以上	償却 30%・控除 3%	償却 50%・控除 10%																									
25%以上	償却 30%・控除 8%	償却 50%・控除 10%																									
法人税 所得税	認定株式分配に係る課税の特例の見直し	産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が同法の特定剰余金配当として行う現物分配で完全子法人の株式が移転するものは、株式分配に該当することとし、その現物分配のうち一定の要件に該当するものは、適格株式分配に該当することとする措置に見直す。	令和 8 年 4 月 1 日以後に産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人																								
法人税 地方税	海外投資等損失準備金	適用期限を 2 年延長する。	令和 10 年 3 月 31 日まで延長																								
法人税 所得税	中小企業投資促進税制	工具の取得価額要件を 40 万円以上(現行: 30 万円以上)に引き上げる。	令和 8 年 4 月 1 日以降取得資産																								
法人税	国家戦略特別税制	一定の見直しを行った上、適用期限を 2 年延長する。	令和 10 年 3 月 31 日まで延長																								
法人税	国際戦略総合特別区域	対象となる事業に一定の見直しを行い適用期限を 2 年延長する。	令和 10 年 3 月 31 日まで延長																								
法人税 所得税	中小企業経営強化税制	工具及び器具備品の取得価額要件を 40 万円以上(現行: 30 万円以上)に引き上げる。	令和 8 年 4 月 1 日以降取得資産																								

税目	項目	改正内容	適用期限
法人税 所得税	特定事業継続力 強化設備等の特別償却	器具備品の取得価額要件を40万円以上(現行:30万円以上)に引き上げる。	令和8年4月1日 以降取得資産
法人税 所得税	特定の資産の買 換えの特例	一定の見直しを行った上、適用期限を3年延長する。	令和11年3月31 日まで延長
法人税 所得税	長期所有不動産 の買換えの特例	長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買 換えについて、買い替え資産を一部限定する。	令和8年4月1日 以降
法人税	市街地再開発事 業による買換え	買換資産が一定の区域にある場合の課税の繰延べ割合を 60% (現行: 80%)に引き下げる。	令和8年4月1日 以降

[消費税]

税目	項目	改正内容	適用期限
消費税	課税の対象の見 直し	<p>通信販売の方法により国内以外の地域から国内に宛てに 発送される資産の譲渡について、資産の譲渡等に係る消費税 の課税の対象とする。</p> <p>なお、当該資産は、一の資産の対価の額が1万円(税抜き) 以下であるものに限られる。</p> <p>特定少額資産販売事業者が行った特定少額資産の譲渡に 係る課税貨物の保税地域からの引取りについては、輸入に係る 消費税が課税されないための措置を講ずる。</p> <p>当該非課税の取り扱いについては、譲渡を行った特定少額 資産販売事業者の登録番号および、その課税貨物が特定少額 資産の譲渡に係るものである旨が、課税貨物の輸入申告書等 に付記されているものに限る。</p> <p>免税事業者を除く事業者が特定少額資産の譲渡を行った 場合において、その特定少額資産の譲渡に係る課税貨物に輸 入に係る消費税が課されたときは、その課税貨物に係る輸入 許可書等の保存を要件として、その課税期間における課税標準額 に対する消費税額からその特定少額資産の譲渡に係る 消費税額を控除する。</p>	P.16「所要の経過 措置(1)」参照。
消費税	物品販売に係る プラットフォーム課税の導入	<p>(1) デジタルプラットフォームを介して行う次に掲げる 資産の譲渡のうち、下記(2)の指定を受けたプラッ トフォーム事業者を介してその対価を收受するもの については、第2種プラットフォーム事業者が行つ たものとみなす。</p> <p>① 国外事業者が国内において行う資産の譲渡 なお、これに付随して行われる資産の譲渡等を含む ものとし、特定少額資産の譲渡に該当するものを除 く。</p> <p>② 事業者が行う特定少額資産の譲渡 (注)上記の見直しに伴い、電気通信利用役務の提供に係 る特定プラットフォーム事業者の名称を「第1種プ ラットフォーム事業者」(仮称)とする。</p> <p>(2) プラットフォーム事業者のその課税期間において上 記(1)①及び②に掲げる資産の譲渡に係る対価の額 の合計額が50億円(税込み)を超える場合には、その プラットフォーム事業者に国税庁長官への届出義務 を課すとともに、国税庁長官はそのプラットフォーム 事業者を第2種プラットフォーム事業者として指定す</p>	P.16「所要の経過 措置(2)」参照。

税目	項目	改正内容	適用期限
		<p>る。</p> <p>(3) 第2種プラットフォーム事業者は、上記(1)①の国外事業者が国内において行った課税仕入れ及びその国外事業者が行った課税貨物の保税地域からの引取りのうち、プラットフォーム課税の適用を受ける上記(1)①に掲げる資産の譲渡にのみ要するものを、あらかじめその国外事業者の承諾を得て、その第2種プラットフォーム事業者が行ったものとみなして、仕入税額控除を適用することができる。</p> <p>(注) 上記の適用を受ける場合には、確定申告書に添付することとされている明細書に上記の仕入税額控除の明細を記載するものとする。</p>	
消費税	特定少額資産販売事業者登録制度の創設	特定少額資産の譲渡を行う免税事業者を除く事業者であって、納税地を所轄する税務署長に申請書を提出し、税務署長の登録を受けることができる。	令和9年10月1日以降の申請から適用
消費税	所要の経過措置	<p>(1) 事業者免税点制度に係る特例</p> <p>基準期間の初日が令和10年4月1日前であるときは、その基準期間の初日から見直しが行われていたものとし、かつ、下記(2)の特例によりプラットフォーム課税の適用があるものとして事業者免税点制度の規定を適用する。ただし、その基準期間の初日からその見直し等が行われていたものとして課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、令和9年10月1日から同年12月31日までの間においてその見直し等が行われていたものとして計算した課税売上高に4を乗じて計算した金額によることを認めるほか、所要の経過措置を講ずる。</p> <p>(2) 物品販売に係るプラットフォーム課税に係る特例</p> <p>① 令和9年1月1日からこの制度の見直しが行われていたものとして、同日から同年3月31日までの期間におけるプラットフォーム課税の対象となるべき上記物品販売に係るプラットフォーム課税の導入の(1)①及び②に掲げる資産の譲渡に係る対価の額の合計額に4を乗じて計算した金額が50億円(税込み)を超える場合には、そのプラットフォーム事業者に国税庁長官への届出義務を課すとともに、国税庁長官はそのプラットフォーム事業者を第2種プラットフォーム事業者として指定する。</p> <p>② 第2種プラットフォーム事業者の指定制度に係る手続について、所要の経過措置を講ずる。</p>	<p>令和10年4月1日以降</p> <p>令和9年4月1日以降</p>
消費税	適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し	<p>(1) 適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置</p> <p>① 個人事業者である適格請求書発行事業者の令和9年及び令和10年に含まれる各課税期間については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とすることにより、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができるとすることとする。</p> <p>なお、免税事業者が適格請求書発行事業者となった</p>	令和8年10月1日より適用

税目	項目	改正内容	適用期限
		<p>こと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間に限られる。</p> <p>② 適格請求書発行事業者が上記①の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記するものとする。</p> <p>③ 上記①の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、その翌課税期間について簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を、納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度の適用を認める。</p> <p>(2) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置</p> <p>① 本経過措置における控除可能割合について、次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とする。</p> <p>イ 令和8年10月1日から令和10年9月30日まで 70%</p> <p>ロ 令和10年10月1日から令和12年9月30日まで 50%</p> <p>ハ 令和12年10月1日から令和13年9月30日まで 30%</p> <p>② 一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で1億円(現行:10億円)を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用を認めないこととする。</p>	
消費税	その他(暗号資産に係る課税関係の見直し)	<p>暗号資産に係る課税関係の見直し</p> <p>(1) 暗号資産の譲渡を有価証券に類するもの(現行:支払手段に類するもの)の譲渡として、引き続き消費税を非課税とする。</p> <p>(2) 消費税の課税売上割合の計算上、暗号資産の譲渡については、その譲渡に係る対価の額の5%相当額を資産の譲渡等の対価の額に算入する。</p> <p>(3) 暗号資産の貸付けについて消費税を非課税とするほか、所要の措置を講ずる。</p>	金融商品取引法の改正法の施行日の属する年の翌年の1月1日以後
消費税	その他(非居住者に対して行う国内に所在する不動産に係る役務の提供等)	非居住者に対して行う国内に所在する不動産に係る役務の提供等について、消費税の輸出免税の適用対象から除外する。	令和8年10月1日以後

以上